

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改定について

令和4年6月

環境省 環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理事業について

PCBは人の健康や環境への有害性が確認されている工業的に合成された化合物であり、トランスやコンデンサ用の絶縁油、熱媒体、潤滑油等に利用されている。分解されにくいいため、環境中に残留していることが知られている。

歴史と課題

- 昭和43年 西日本を中心に広域で、米ぬか油へのPCB混入による食中毒「カネミ油症事件」が発生。
- 昭和47年 行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等の指示。(国内使用量 累計約5.4万トン)
 - 約30年間、民間主導で処理施設の立地が試みられたが、全て失敗(39戦39敗)
 - 処理の停滞・保管の長期化
 - この間に、高圧変圧器・コンデンサー等 約1.1万台が紛失(平成10年 厚生省調査)
 - 漏洩等による環境リスクの増加

対策

- 平成13年 PCB特措法成立。
- 国が主導し、**全国5か所にJESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)の処理施設を、**施設立地地域のご理解、ご協力の下、順次設置。

安定器・汚染物等

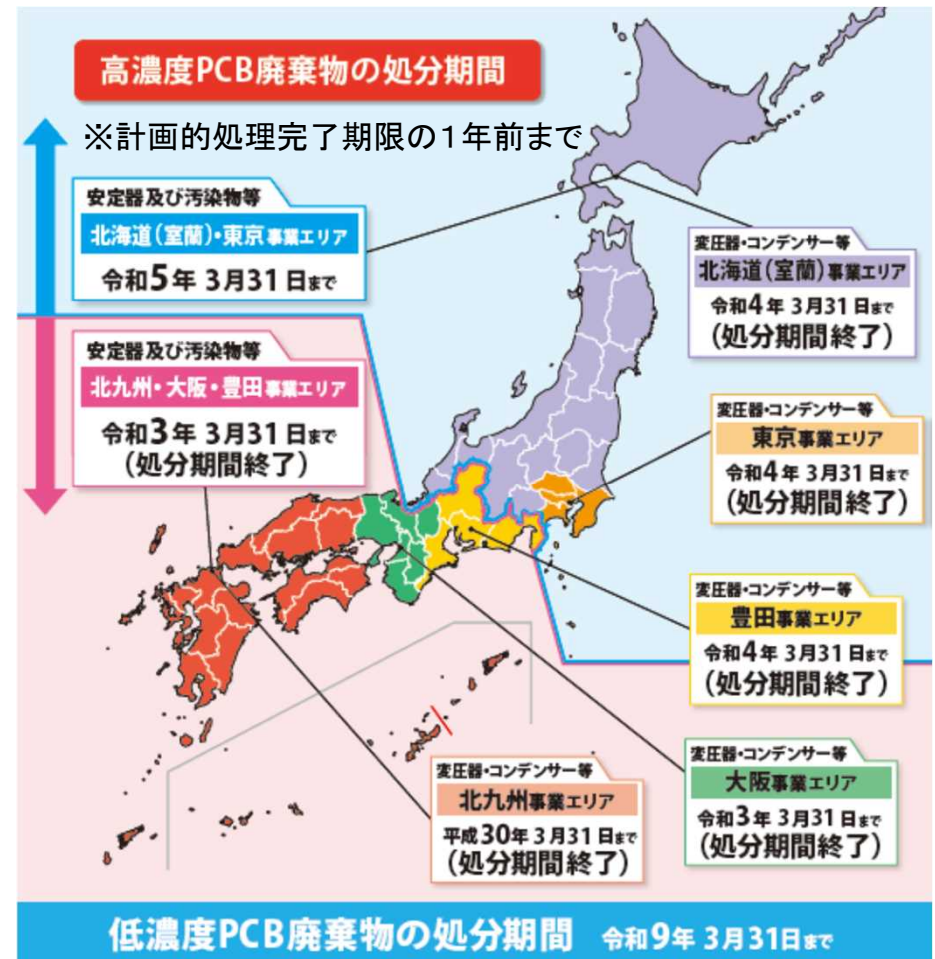
- 高温のプラズマ照射によりPCB廃棄物を保管容器(ドラム缶等)ごと熔融分解(プラズマ処理)
- 平成21年 北九州、25年 北海道(室蘭)の処理施設で順次処理を開始。

変圧器・コンデンサー等

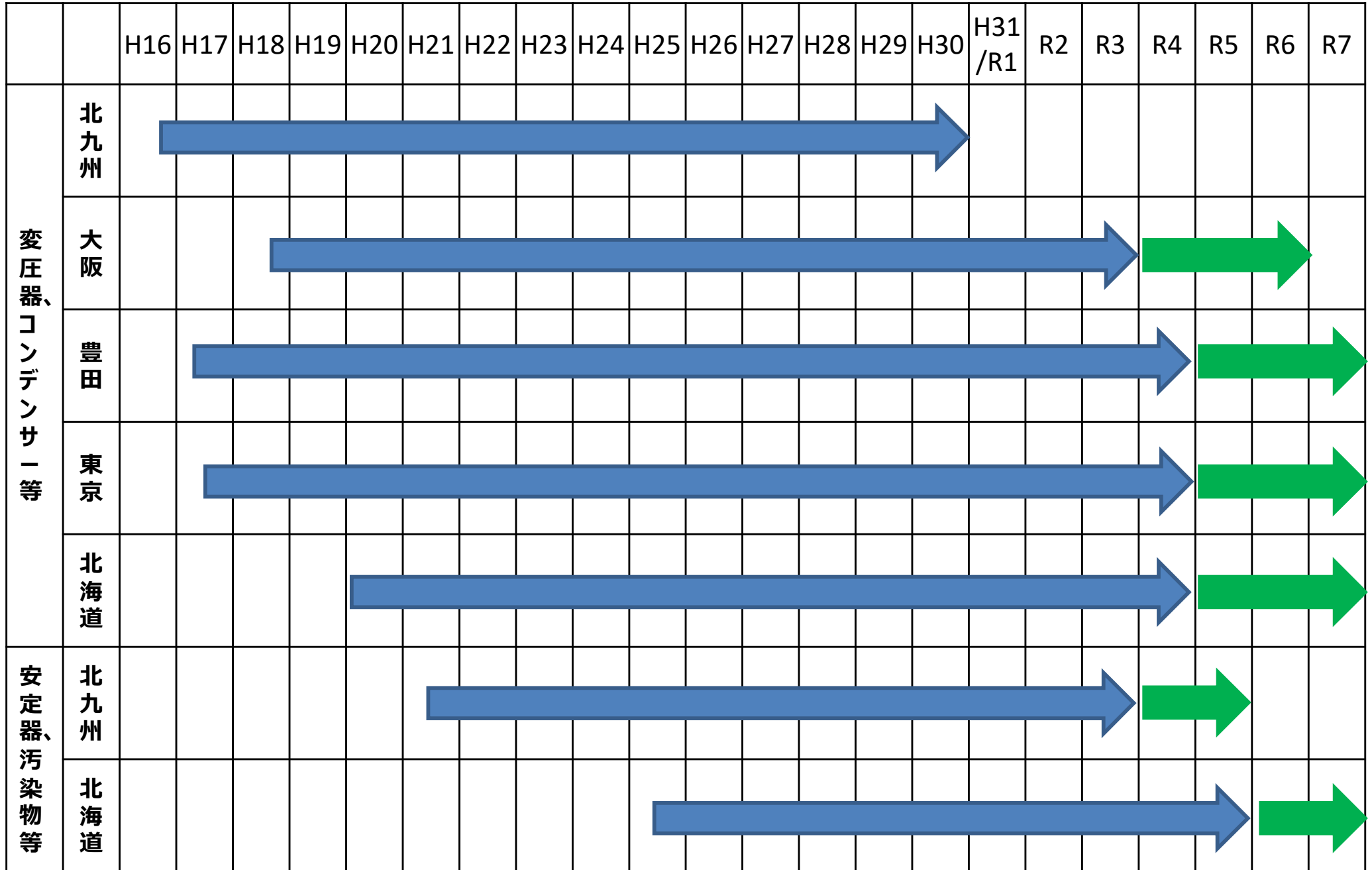
- 世界でも類を見ない大規模な化学処理方式
- 平成16年 北九州、17年 豊田、東京、18年 大阪、20年 北海道(室蘭)の処理施設で順次処理を開始。

現在

- 平成26年 各施設の処理期限(当初は平成28年7月)を延長。事業地域を越えた広域連携。
- 平成28年 PCB特措法改正。処分期間内(計画的処理完了期限の1年前まで)の処分の義務づけ等、期限内処理を確実にするための事項を措置。



高濃度PCB廃棄物の処理スケジュール



 計画的処理完了期限
  事業終了準備期間

※最上横列は年度を示す。

※計画的処理完了期限の1年前を処分期間と定義。処分期間までにJESCOと処分契約を締結することを義務付け。

1. 処理促進に向けた取り組み

- ・安定器の仕分けや分離処理等により処理を促進するとともに、地方環境事務所やJESCO、産廃振興財団による仕分け支援を強化。汚染物等についても性状を確認し、保管事業者と必要な前処理や仕分けを実施。
- ・今後新規発見が見込まれる変圧器・コンデンサー等の掘り起こしを着実に進めるため、関係省庁や自治体と連携した周知、産廃振興財団による判定支援を実施。
- ・PCB処理基金の用途を拡大し、処分費用に加えて、運搬費等への助成等を実施することで、処理を促進。

2. 事業の見通し

○安定器・汚染物等

- ・安定器・汚染物等については、北九州事業所、北海道事業所ともに処理促進策を講じたとしても、計画的処理完了期限内の処理は困難な状況。
- ・現在発覚しているものに加え、掘り起こし調査により今後発覚する量を処理するためには、計画的処理完了期限に加えて2年程度の処理期間が必要。

○変圧器・コンデンサー等

- ・全事業所において計画的処理完了期限までの処理完了を目指し処理を実施中。
- ・JESCO機器登録済み量については計画的処理完了期限までに処理完了の見込みであるが、今後の掘り起こし量等を見込むと、計画的処理完了期限までに処理が完了できない可能性がある。
- ・事業終了後に新たに発見されたコンデンサー等の処理先の確保が課題。

○令和3年9月22日

事業の見通しを踏まえ、北九州市、大阪市、豊田市、北海道へ処理継続等を要請を実施。

○令和4年3月～4月

立地自治体から要請受入の回答を受領。環境省は、頂いた受入条件

1. 処理の安全性確保
2. 期限内での確実な処理
3. 地域の理解の促進 等

について承諾。

○令和4年5月31日

要請事項を踏まえ、早期に処理体制を整えるべく、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定。

PCB廃棄物処理基本計画の変更のポイント

- 高濃度PCB廃棄物の処理完遂に向けて、今後の処理見通しを踏まえ、事業終了準備期間も活用し処理を行うことを明記。
- 事業終了後に発見された北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等については、大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施する。

※PCB廃棄物処理基本計画とは

JESCOで進められている高濃度PCB廃棄物の処理、無害化認定施設等で進められている低濃度PCB廃棄物の処理完了のために、国・地方公共団体・保管事業者・処分業者等の役割、PCB廃棄物を確実にかつ適正に処理するために必要な措置及び体制について明記している。

○令和4年6月1日

JESCO北九州事業所の操業を再開。

⇒ 環境省として、受入条件全般に対応するための取り組みを進めるとともに、JESCOとも連携し、引き続き安全第一で一日も早い処理完了に取り組んでいく。